



島根県報

平成18年 1月24日 (火)
第 1,745 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則	
浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	(廃棄物対策課) 1
告 示	
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地域福祉課) 2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(") 2
換地計画書の縦覧 (2 件)	(農村整備課) 2
保安林予定森林 (3 件)	(森林整備課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 5
道路の供用開始	(") 5
都市計画事業の認可	(都市計画課) 6
公 告	
都市計画変更の図書の縦覧	(都市計画課) 6
島根県立瀬摩高等学校CADシステム一式に係る一般競争入札の実施	(教育施設課) 6
警察移動通信システム搭載替え業務に係る一般競争入札の実施	(警察本部) 8
教委告示	
博物館登録原簿の登録事項の変更登録	(文化財課) 9
選管告示	
政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体	10
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体	10
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体	11
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体	12

公布された条例等のあらまし

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則 (規則第 3 号)

1 規則の概要

浄化槽の廃止に係る届出に関する規定及び様式を削ることとした。(第 1 条・様式第 1 号関係)

2 施行期日

平成18年 2 月 1 日から施行することとした。

規 則

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1 月24日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第3号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和60年島根県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条の見出しを削り、同条第1号中「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同条第2号中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同条第3号中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同条の条名を削る。

様式第1号を削る。

様式第2号中「（第2条関係）」を削り、同様式を様式第1号とする。

様式第3号中「（第2条関係）」を削り、同様式を様式第2号とする。

様式第4号中「（第2条関係）」を削り、同様式を様式第3号とする。

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

告 示

島根県告示第51号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年1月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大石内科医院	浜田市黒川町115番地1	平成18年1月1日
わたなべこどもレディースクリニック	出雲市武志町836-3	平成18年1月1日

島根県告示第52号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成18年1月24日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
大石内科医院	浜田市黒川町115番地1	平成17年12月31日
わたなべこども・レディースクリニック	出雲市武志町836-3	平成17年12月31日

島根県告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴うやさかの里地区安城工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることがで

きる。

平成18年 1月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年 1月24日から21日間

3 縦覧の場所

浜田市役所

島根県告示第54号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の 2 第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴うやさかの里地区木都賀工区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第87条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年 1月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年 1月24日から21日間

3 縦覧の場所

浜田市役所

島根県告示第55号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 1月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市河内町字柿木山、邑智郡川本町大字川本字一の丸、字奥ノ谷、大字因原字菅ノ谷、字尾部志段原、邑南町井原（以上 1 大字 5 字国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁並びに浜田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第56号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年1月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

大田市祖式町祖式、大森町、大代町新屋、大代町大家、温泉津町西田、邑智郡美郷町乙原(以上6大字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁並びに大田市役所及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第57号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年1月24日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町九日市、酒谷、長藤(以上3大字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第58号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 1月24日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	431号	松江市野原町582番1地先から同401番4地先まで	前	メートル 29.00～ 62.00	メートル 101.50	松江土木建築事務所	交通安全工事 拡幅
			後	37.00～ 87.00	101.50		
県 道	木次横田線	仁多郡奥出雲町上三所623番10地先から同610番4地先まで	前	7.00～ 13.00	183.00	木次土木建築事務所 仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	9.00～ 34.00	183.00		
"	"	仁多郡奥出雲町郡920番9地先から同1122番35地先まで	前	9.00～ 43.00	93.00	木次土木建築事務所 仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	19.00～ 45.00	93.00		
"	"	仁多郡奥出雲町郡1122番35地先から同922番1地先まで	前	7.00～ 34.00	45.00	木次土木建築事務所 仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	12.00～ 34.00	45.00		
"	"	仁多郡奥出雲町郡946番地先から同948番1地先まで	前	5.00～ 9.00	32.00	木次土木建築事務所 仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	6.00～ 10.00	32.00		

島根県告示第59号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 1月24日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	玉湯吾妻山線	松江市玉湯町玉造528番地先から同580番2地先まで	メートル 436.50	平成18年 1月24日	松江土木建築事務所	

島根県告示第60号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年1月24日

島根県知事 澄田信義

- 1 施行者の名称
大田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大田都市計画道路事業 3・5・11号栄町高禅寺線及び3・4・4号川北吉永線
- 3 事業施行期間
平成18年1月24日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
島根県大田市大田町大田字オノ峠、字深谷及び字猿喰地内
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年1月24日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
宍道都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）ごみ焼却場
- 2 都市計画の変更の内容
都市計画ごみ焼却場の廃止
- 3 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

次のとおり一般競争入札に付すので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条の規定に基づき公告する。

平成18年1月24日

島根県教育委員会教育長 広沢卓嗣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

島根県立邇摩高等学校 C A D システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年 3月30日(木)

(4) 納入場所

島根県大田市仁摩町仁万907 島根県立邇摩高等学校

(5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第 4 号)第 5 条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」、中分類「情報処理機器」の A 等級に格付された者であること。

(3) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(5) 島根県税を滞納していない者であること。

(6) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、当該物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

(7) システム導入後の初期技術指導を行うことができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8502 島根県松江市殿町 1 番地

島根県庁分庁舎 島根県教育委員会教育施設課(電話0852 - 22 - 6603)

(2) 入札説明書の交付場所及び交付方法

平成18年 1月24日から平成18年 1月26日までの間、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、閉庁日を除く午前 8 時30分から午後 5 時までとする。

(3) 開札の日時及び場所

日時 平成18年 2月14日(火) 午前10時から

場所 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階 教育委員室

その他 郵便による入札は認めない。また、参加者が 1 人の場合は入札を行わない。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の 5 以上を入札時に納付しなければならない。ただし、会計規則第61条の 2

各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他詳細

入札説明書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成18年1月24日

島根県警察本部長 塩 川 実喜夫

1 入札の内容

(1) 入札の件名

警察移動通信システム搭載替え業務

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成18年3月29日

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第5条の規定により、入札に参加する者に必要な資格があると開札の日の前日までに知事の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「4 機械器具類」中分類「(5)電気通信機器」に格付Aで登載された者であること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中である者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8510 島根県松江市殿町 8 番地 1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852 - 26 - 0110 内線2235 ~ 2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成18年 1月24日から 2月 2日までの間、上記 3 の(1)の場所において交付する。

(交付時間は土曜、日曜及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。)

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年 2月 6日(月) 午後 1 時30分

イ 場所 島根県松江市殿町 8 番地 1 島根県警察本部 7 階警友談話室

ウ 開札 即時開札

(4) 入札説明会

入札説明会は行わないものとする。

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の 5 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第 2 号

博物館法(昭和26年法律第285号)第13条第 2 項の規定により、平成18年 1月24日付けで次のとおり博物館に係る登録

事項の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和27年島根県教育委員会規則第6号）第7条の規定により告示する。

平成18年1月24日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

設置者の名称	博物館の名称	変 更 の 内 容	
		変 更 後	変 更 前
		博物館の所在地	博物館の所在地
財団法人糸原記念館	糸原記念館	仁多郡奥出雲町大谷856 - 18	仁多郡横田町大字大谷856 - 18
財団法人可部屋集成館	可部屋集成館	仁多郡奥出雲町上阿井1655	仁多郡仁多町大字上阿井1656
財団法人安部栄四郎記念館	安部栄四郎記念館	松江市八雲町東岩坂1754番地	八束郡八雲村大字東岩坂1754
財団法人亀井温故館	亀井温故館	鹿足郡津和野町中座イ906	鹿足郡津和野町大字中座イ906番地
財団法人奥出雲多根自然博物館	奥出雲多根自然博物館	仁多郡奥出雲町佐白236番地 1	仁多郡仁多町大字佐白236番地 1
財団法人手銭記念館	手銭記念館	出雲市大社町杵築西2450番地 1	簸川郡大社町大字杵築西2450 - 1

変 更 の 内 容					
変 更 後			変 更 前		
設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地
松江市	松江市宍道町古館	松江市宍道町宍道1715 - 2	宍道町	宍道町古館	八束郡宍道町大字宍道1715 - 2
安来市	安来市立加納美術館	安来市広瀬町布部345番地27	広瀬町	広瀬町立加納美術館	能義郡広瀬町布部345番地27
出雲市	平田本陣記念館	出雲市平田町515番地	平田市	平田市立旧本陣記念館	平田市平田町515番地

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成18年1月24日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
松村信之後援会	荊尾 敏	竹下 伸治	大田市静間町1768 - 1

島根県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 7 条第 1 項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成18年 1月24日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
公明党石見総支部	主たる事務所 の所在地	浜田市生湯町1635 - 47	浜田市鍋石町304
	代 表 者	三浦 美穂	佐々木 喜久
	会計責任者	永見 おしえ	佐々木 喜久
民主党島根県第 2 区総支部	主たる事務所 の所在地	出雲市塩冶町1801 - 9	出雲市小山町227
国民新党島根県支部	会計責任者	渡邊 浩	石倉 千恵美
自由民主党島根県石油販売業 支部	代 表 者	土田 好明	布野 貴義

2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
日本共産党尾村利成後援会	会計責任者	和田 忠	富沢 令治
勝部加代後援会	主たる事務所 の所在地	松江市西津田 2 - 4 - 10	松江市東津田町539 - 1
島根県石油政治連盟	代 表 者	土田 好明	布野 貴義

島根県選挙管理委員会告示第 3 号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第 1 項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第 3 項の規定により告示する。

平成18年 1月24日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名	称	解散年月日
自由民主党島根県大田市・邇摩郡第一支部		平成17年10月30日

2 その他の政治団体

名	称	解散年月日
小池史朗後援会		平成17年10月25日
田邊博理後援会		平成17年11月 6 日
杖田武秋友の会		平成17年10月31日
舟木富郎後援会		平成17年 5 月30日

島根県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成18年1月24日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
杖田 武秋	三隅町議会議員	杖田武秋友の会	浜田市三隅町河内253 - 14	杖田 武秋